

第 22 回 公益法人の会計に関する研究会

議 事 次 第

平成 28 年 7 月 27 日 (水) 10:00~12:00
内閣府公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

1 平成 28 年度会計研究会の開催について

【資料 1】平成 28 年度会計研究会の開催について

2 検討課題の主な事例について

【資料 2】検討課題ごとの主な事例等

3 今後の検討予定事項について

【資料 3】(案) 平成 28 年度の検討課題とスケジュール

4 よりわかりやすい会計に向けた改善策について

【資料 4 - ①】定期提出書類の剩余金の発生理由・解消計画の記載
例等 (案)

【資料 4 - ②】公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び「公
益法人会計基準の運用指針」の統合版 (イメージ)

5 その他

平成28年度会計研究会の開催について

公益法人制度の移行期に当たる平成25年度に発足した「公益法人の会計に関する研究会」(以下「研究会」)は、公益法人や日本公認会計士協会等の意見を基に抽出した諸課題について検討を重ね、26年度から27年度にわたって順次結論を出すことにより、当初の役割を果たしてきた。

現在、新制度への移行はほぼ完了し、税制優遇を受ける法人が、安定的な経営を行いつつ、寄附等から形成された財産を過大に内部留保せず、無償・格安でサービスを提供するという制度改革の趣旨に沿った運用が積み重ねられている。その中で、公益法人会計を巡っては、

- i) 社会経済情勢の変化や法人の実情に応じ、運用の点検や見直しを行うとともに、法人の負担軽減を図るべきではないか、
- ii) 法人にとってより分かりやすいものとなるよう、工夫すべきではないか、
- iii) 運用に係る問題点も顕在化しており、その是正を図るべきではないか、等の課題が明らかになっている。

これらの新たな課題に対応するため、今年度においても引き続き、以下のとおり研究会を開催することとする。

I 検討項目

1 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減

【検討事項例】

- i) 特定費用準備資金の運用の点検と見直し

公益目的事業に求められる原則に適応しつつ、法人が安定的な経営を行っていくという公益認定制度の下、収支相償の基準を充たすために特定費用準備資金を積み立てる際には、将来に予定された事業の実施や事業拡大に限らず、将来の収支変動に備えて資金を積み立てができるよう、要件の明確化等（考え方の整理、具体的な適用事例の明記等）ができないか。

- ii) 公益目的取得財産残額の算定（定期提出書類の別表H）の見直し

公益認定が取り消された場合に備え、毎年度、公益目的取得財産残額を算定・報告させているが、必要性があるか。見直しできないか。

2 より分かりやすい公益法人会計

【検討事項例】

i) 定期提出書類上の記載内容の明確化

剰余金の発生原因や解消計画等の記載を様式自由で求めているが（別表A(1)、(2)）、記載要領を示すことなどにより、適切な記載を促すべきではないか。

ii) 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

イ 公益法人会計基準と同注解を統合できないか。

ロ FAQについて、根拠となる公益法人会計基準（同運用指針を含む。）を明示するほか、両者の記載の整合性を図るなど、法人が参照しやすくなるよう工夫すべきではないか。

3 運用上、顕在化してきた問題点の是正

【検討事項例】

i) 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

控除対象財産（公益目的保有財産、収益事業の用に供する財産など6種類）の趣旨や内容を明確に示すことにより、剰余金の各財産への繰入れが法人によって区々となっている実態のは正を図るべきではないか。

ii) 異常値の発生への対応

特定の年度の公益目的事業の大部分を、特定費用準備資金の取崩しによって賄う場合、公益目的事業比率※要件を充たさないこととなってしまうため、何らかの措置が必要ではないか。

※ 算定に当たり、特定費用準備資金は積み立てた年度に費用として計上しているため、これを取り崩した年度においては、その分を費用から控除している。

II 検討体制

今回の検討は公益法人会計の運用に関する論点を中心であることから、研究会は、従前どおりのメンバー（別紙）により構成する。

なお、必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

III スケジュール

年度内に、研究会を4、5回開催。

年度末に研究会としての報告書を作成し、委員会に報告、公表。

以上

(別 紙)

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員長代理

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

平成 28 年 7 月 27 日現在

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会公会計協議会会长

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員長代理

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

項目	事例	法令・FAQ等	問題意識等	備考
I-1-i	<p>① 「(公財) A法人」</p> <p>円安に伴う外国銀行債の運用収益増で、平成25年度以降の3年間収支相償はプラス状態が続き、平成27年度累積剰余金が1億3千万円超になっている。この原因は、①法人の責によらない資金についても特定費用準備資金（四号財産）に充当可能であることについて認識がなかったこと及び②経常的に生じない運用益をもとに公益事業を追加した場合、公益事業全体に影響が及ぶかねないため放置するという方法を選択したことであり、結果として3年間収支相償違反が生じていた。</p> <p>※A法人は会計監査人をa監査法人からb監査法人に契約変更した。</p> <p>② 「(公財) B法人」</p> <p>法人の財源である投資有価証券（株式475万株）の配当について、好況が続いていることに伴う普通配当の増配等により大幅な增收となり、平成25年度以降の累積剰余金が2億3千万円発生。過去は四号財産（特定費用準備資金）としてではなく、法人の判断により一号財産に「運用基盤強化基金」として積立てていた。</p> <p>③ 「(公財) C法人」</p> <p>公益目的事業費を基本財産の運用益である株式の配当で賄っているところ、これまで例のない中間配当による一時的な增收分が生じた。ただし、配当は毎年一定額が保障されるものではなく、将来は今よりも厳しくなると予想されるこ</p>	<p>【認定法施行規則第22条3項四号】</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>四号財産</p> <p>「特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）」</p> <p>【FAQ】（抜粋）</p> <p><u>将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等を想定</u></p> <p>○繰り入れの必須要件（すべてを充たす）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該資金の目的である活動が見込まれること、 ・他の資金と明確に区分して管理されていること、 ・特定資産に計上されていること、 ・資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないこと。 ・<u>目的外で取り崩す場合には、理事会の決議を要するなど特別の手続きを要する。</u> ・積立限度額が合理的に算定されていること ・特別の手続きの定め、積立限度額、その根拠について事業報告に準じた備え置き、 	<p>特定費用準備資金に計上する場合の具体的なケースを明示できないか。</p> <p>また、目的外で取り崩す場合の例示を具体的に示せないか。</p> <p>さらに、為替変動などの外部要因による一時的な場合について計上は可能か。可能な場合、その要件を明確化できないか。</p>	<input type="radio"/> 内容（明確性） <input type="radio"/> 周知方法（タイミング、頻度） <input type="radio"/> 説明方法（十分性、丁寧さ）

<p>と、公益事業の縮小が予想されることから、法人の判断により「特定公益事業推進積立資金」として計上し、既存の公益事業費用として充当していた。</p>	<p>閲覧等の措置が講じられていること ・<u>予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのためには保有させない。</u> ○<u>将来の収支の変動に備え法人が積み立てる資金【基金】については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込み度額の見積もりが可能など要件を満たす限りで利用可能。</u></p>		
---	--	--	--

項目	事例	法令・FAQ 等	問題意識等	備考
I-1-ii	毎年度の定期提出書類における公益目的取得財産残額は、公益認定の取り消し等の場合には一定の調整が必要とされている。このため、毎事業年度末に算定を求める必要性に疑問が呈されており、何らかの対応策を求められている。	<p>【認定法】 (公益認定の取り消し等に伴う贈与) 3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し、必要な事項は、<u>内閣府令で定める。</u></p> <p>【認定法施行規則】 (各事業年度の末日における公益目的取得財産残額)</p> <p>第48条 公益法人は、<u>毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（略）</u>を算定しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額 二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額 	制度面も含めて、算定額の会計的意義、毎年度提出を求める必要性、提出資料の利用可能性について検討すべきではないか。また、仮に求める場合、正確な評価額を求めるか、一定の目安額でよしとするか検討が必要。	<input type="radio"/> 周知の徹底 <input type="radio"/> 十分かつ丁寧な説明 <input type="radio"/> 規定の趣旨の明確化

項目	事例	法令・FAQ等	問題意識等	備考
I-3-i	<p>① 「(公財) D 法人」 法人の財源である「寄付者使用使途特定財産」について、寄付者の使途が確認できる書類を見る限り、本来一号財産及び二号財産に計上すべきところ、同書類上で使途について明確な制約がないにもかかわらず、使途の特定があるものと見做して六号財産に計上している。</p> <p>② 「(公財) E 法人」 法人の事業規模については、平成24年の公益移行時点では、株式配当及び寄附金による約4,200万円であったところ、その後、新たな株式の遺贈を受け、また、保有株会社の配当金政策の変更により、剰余金が平成27年度配当予想で約64,000万円に拡大するため、事業の追加等を行った上でもなお、費用を超える額については六号財産に「助成事業積立資金」として積立ててきている。</p> <p>以上のほかI-1-iの事例も参照</p>	<p>【認定法施行規則第22条3項一号】</p> <p>一号財産</p> <p>規則第二十六条第三号【公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産】に規定する公益目的保有財産</p> <p>【FAQ】(抜粋)</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の目的である財産の取得又は改良が具体的に見込まれること ・資金ごとに他の資金と区別して管理されていること ・算定の根拠が公表されていること ・取得する資産が金融資産の場合は、その運用益を将来の公益目的事業に充当すること ・金融資産の取得 必要性と合理性を説明すること ・金融資産を取得して事業を拡大する必要性が明確なこと ・事業拡大の内容が具体的で機関決定していること（理事会の承認、決定） ・内容及び運用益の見込み額が妥当であること 	<p>各号財産の趣旨、目的をより明確にできないか。(公益認定等ガイドラインとFAQの整合性等)</p> <p>また、六号財産を経営安定化のための資金等として一号財産又は二号財産に計上する場合の要件を明示できないか。</p> <p>四号財産については、I-1-i 参照</p>	<p>○内容（明確性）</p> <p>○周知方法（タイミング、頻度）</p> <p>○説明方法（十分性、丁寧さ）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業財源として剰余金を用いる望ましい理由 ・公益目的事業財産を支出することで得た財産 ・不可欠特定財産（BS上は基本財産）は×。 →通常の土地、建物、金融資産 定款にその旨、維持、処分の制限を規定 ・法人自信が公益目的に使用する定めた財産 ・BS上は固定資産、金融資産の場合は、基本財産又は特定資産で、継続して公益目的事業のために使用する必要がある。 (金融資産) ・金融資産は、原則取り崩すことなく、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有すべき。ただし、景気の停滞時は取崩しあり。 ・今後数年間取り崩す必要がある場合は、1号財産から4号財産の区分替えする。 ・取り崩す場合は、定款等の内部規定で取崩し規定をあらかじめ整備されている ・保有株式の配当を1号財産、2号財産に振り分ける場合、合理的な範囲で行う ・認定前の寄付金の運用益 <p>※元本取崩しの場合は6号財産</p>	
--	---	--

	<p>【認定法施行規則第22条3項二号】</p> <p>二号財産</p> <p>「公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」</p> <p>【FAQ】(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融資産は、原則としてこれを取り崩すことなく、その果実を継続的に収益事業や法人管理の財源に充てる目的に保有すべき。 ・経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合は、定款等の内部規定に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定が必要。 ・管理業務に充てる実態がない場合は、遊休財産とみなす。 <p>【認定法施行規則第22条3項三号】</p> <p>三号財産</p> <p>「特定の財産の取得又は改良に充てるための保有する資金」</p> <p>【FAQ】(抜粋)</p> <p>資金の目的である財産の取得又は改良が具体的に見込まれること、資金ごとに他の資金と区別して管理されていること、算定の根拠が公表されていること（再掲）。</p>	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none">・「資産取得資金」・任意の積立金であり、B S上特定遺産として計上・収支相償上、積立額を収支相償上費用と見做す。・将来、公益目的事業やその他の必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するため積み立てる資金・収支相償上、五十%超の法人は、積立額を収支相償上費用と見做す。 <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none">・資金の目的である活動の実施や財産の取得又は改良が具体的に見込まれていること・資金ごとに、他の資金と区分して管理されていること・積立限度額が合理的に算定されていること・算定の根拠が公表されていること	
--	--	--

	<p>【認定法施行規則第 22 条 3 項四号】</p> <p>四号財産（再掲）</p> <p>【認定法施行規則第 22 条 3 項五号】</p> <p>五号財産</p> <p>「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（略）であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に従つて使用し、もしくは保有しているもの」</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>【FAQ】（抜粋）</p> <p>賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨の定めがあつて、<u>当該財産を交付した者の定めた使途</u>に従つて使用し、もしくは保有しているもの</p> <ul style="list-style-type: none">・認定後の寄付金の運用益 <p>※元本取崩しの場合は 6 号財産</p> <p>【認定法施行規則第 22 条 3 項六号】</p> <p>六号財産</p> <p>「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金」</p>	
--	---	--

	<p>【FAQ】(抜粋)</p> <p><u>事業財源に充てることが寄付者によって指定されているが、当年度の事業財源は確保されているため、翌年度以降に事業費として支出される預金、研究用設備を購入する旨の定めがあつて寄付されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金、寄付者等から売却して事業資金に充てることが指定されている寄付されている国際等といった有価証券など、いわば、待機しているような資金</u></p> <p>・認定前及び認定後の寄付金の元本</p>	
--	--	--

項目	事例	法令・FAQ等	問題意識等	備考
I-3-ii	<p>① 「(公財) F法人」</p> <p>自己資産を財源とし、その大宗が特定費用準備資金を積立てそれを取り崩す方法によって公益事業を行っている法人において、別表B（1）上、積立額が当該年度の費用額として算入された場合、公益目的事業比率「別表 B」は、特定費用準備資金を取り崩した年度では異常値が発生する仕組みとなっている。</p> <p>（平成24年度 2.9%、平成26年度 0.6%）</p> <p>別紙1参照</p>	<p>【認定法施行規則】</p> <p>第18条</p> <p>公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（中略）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。</p> <p>一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（中略）のうちいずれか少ない額</p> <p>二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちのいずれか少ない額</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、<u>前項の適用を受けた事業年度以降の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。</u></p>	<p>異常値が発生した場合について、実態を適切に反映するよう、運用方法について検討することが必要ではないか。</p>	対応策の明記

(公財)F法人

H23. 4. 1移行認定(H22.12.2申請)

【資料2】別紙1

単位:円

H28.4.11

		①	②	③(①+⑥)	④(①/③)	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨(=①)	⑩	⑪	
別表B(1)	参考:2号財産額 (投資有価証券、普通預金等の金融資産のみ)	公益実施費用額	補助金収入	公益実施費用額+(収益事業実施費用額)+管理運営費用額	公益事業比率	特費積立額	特費取崩し額	特費残額	管理費額	遊休財産保有上限額	遊休財産額	遊休財産判定	
	22FY 予定	976,271,724	560,666,000	1,085,670,601	89.9%	0	0	0	109,398,877	976,271,724	639,047,785	適合	
	23FY	11,319,472,300	651,254,742	(実績)0	728,953,207	89.3%	386,677,088	0	386,677,088	77,698,465	651,254,742	192,431,279	適合
	23FY 収支		①-⑤ 264,577,654	(実績)0	342,276,119	77.3%	0	0	0	77,698,465	264,577,654	⑩+⑦ 579,108,367	超過
	24FY	12,901,044,500	2,015,878	0 (実績及び H24.FY予算書)	68,529,274	2.9%	132,612,551	▲ 386,677,088	132,612,551	66,513,396	2,015,878	203,967,404	超過
	24FY 収支		①+⑥(絶対値)-⑤ 256,080,415	(実績)0	322,593,811	79.4%	0	0	0	66,513,396	256,080,415	336,579,955	超過
	25FY	12,870,690,900	801,231,000	0 (実績及び H25.FY予算書)	839,833,440	95.4%	800,000,000	▲ 251,771,948	680,840,603	38,602,440	801,231,000	385,575,835	適合
	25FY 収支		①+⑥(絶対値)-⑤ 253,002,948	(実績)0	291,605,388	86.8%	0	0	0	38,602,440	253,002,948	1,066,416,438	超過
	26FY	13,945,398,100	216,120	0 (実績及び H26.FY予算書)	37,814,398	0.6%	0	▲ 267,223,821	413,616,782	37,598,278	216,120	268,630,937	超過
	26FY 収支		①+⑥(絶対値)-⑤ 267,439,941	(実績)0	305,038,219	87.7%	0	0	0	37,598,278	267,439,941	682,247,719	超過
	27FY	不詳	378,096,000 (▲413,616,782) (差額:35,520,782)	0 (実績及び H27.FY予算書)	#VALUE!	#VALUE!	0	▲ 413,616,782	0	46,112,000			

予算書等
からの転記

別表C(1)

◆ 別表B 公益目的事業比率について



この表の欄を埋めていくことにより、公益目的事業比率の計算が完成します。
(電子申請では自動計算されます。)

別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表

記入欄 : 下記の内容欄(細部分)を記載してください。		
事業年 月 日	法人コード	
年 度	月 日 法人名	
【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】 (公認法人認定法第5条第6号に定められた公益目的事業比率について明記します。)		
公益目的事業比率(1欄+2欄)		
公 義 営 事 業 用 額 の 算 定		
調 査 額	公益事業用額に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	125
	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	125
	賃貸に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	125
	同様の収益の徴収等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	125
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	125
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	125
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	125
	財産の贈与額等(別表B(5)Ⅷ欄より)	125
	調整額計(5欄~11欄の計)	125
	公 義 営 事 業 用 額 (4 欄 +12 欄)	125
収 益 等 費 用 額 の 算 定		
調 査 額	収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	125
	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	125
	賃貸に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	125
	同様の収益の徴収等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	125
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	125
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	125
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	125
	財産の贈与額等(別表B(5)Ⅷ欄より)	125
	調整額計(5欄~11欄の計)	125
	収 益 等 費 用 額 (14 欄 +12 欄)	125
資 産 運 営 費 用 額 の 算 定		
調 査 額	管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	125
	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	125
	賃貸に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	125
	同様の収益の徴収等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	125
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	125
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	125
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	125
	財産の贈与額等(別表B(5)Ⅷ欄より)	125
	調整額計(5欄~31欄の計)	125
	資 産 運 営 費 用 額 (24 欄 +32 欄)	125



調整額がない場合や、既に公益目的事業比率が50%以上となっており、調整額を加算する必要がない場合は、別表B(2)～B(4)は作成不要です。
ただし、前事業年度の事業報告において調整額を加算した場合は、正当な理由がない限り、当該調整額の加算を毎事業年度続ける必要があります（認定法施行規則§16Ⅱ、§16Ⅲ、§17Ⅲ）。

② 公益目的事業比率

小数点以下1位未満の端数を四捨五入します。

③ 各費用額の計算

別表B(5)該当欄より転記します。

別表 B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表



公益目的事業比率の計算において、各事業別に費用額を配賦した結果を取りまとめる計算をしていただくものです。【その1】に公益実施費用額を、【その2】に収益等実施費用額、管理運営費用額及び費用額の配賦基準を記載します。

【その1】

部会	会	年	月	日	会計区分
	会	年	月	日	会計区分
【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1 （財政省公認監査官監査のための会計区分の実施について、各会計区分に該当する、算出額が記載するものにて。） （年次：□）					
I. 管理運営に係る費用額の割合(割合)					
① 管理運営					
II. 土地の使用に係る費用額(割合)					
② 土地の利用					
III. 建築物の使用に係る費用額(割合)					
③ 建築物の内装					
IV. 車輌の使用に係る費用額(割合)					
④ 車輌の内装					
V. 特定費用準備資金の算定額(割合)					
⑤ 特定費用準備資金の算定額					
VI. 有形固定資産の算定額(マイナスで記載して下さい)					
⑥ 有形固定資産の算定額					
VII. 有形固定資産の原価(算定額と同一)(マイナスで記載して下さい)					
⑦ 有形固定資産の原価					
VIII. 合計					
⑧ 合計					

⑨ 財産の譲渡損等の額

損益計算書の経常費用の額に認定法施行規則 § 15 I、III、IVに定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が計上されている場合のみ、マイナスで記載し、費用額から減じます。

また、認定法施行規則 § 15 II に規定する財産の原価の額が損益計算書の経常費用の額に計上されていない場合には当該金額をプラスで記載し、費用額に加えます。

⑩ I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

損益計算書の経常費用から転記します（会計区分間ににおいて生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控除した額）。

⑪ II 土地の使用に係る費用額

所在地（略記可）は別表 B(2) 1 棚、費用額は別表 B(2) 9 棚より転記します。

⑫ III 融資に係る費用額

貸付の内容（略記可）は別表 B(3) 3 棚、費用額は別表 B(3) 7 棚より記載します。

⑬ IV 無償の役務の提供等に係る費用額

役務提供等の内容（略記可）は別表 B(4) 2 棚、費用額は別表 B(4) 10 棚より転記します。

⑭ V 特定費用準備資金当期積立額・取崩額

別表 C(5)【當年度】積立額、取崩額を各事業区分に応じ転記します（取崩額はマイナスで記載してください）。

⑮ VI 引当金の取り崩し額

マイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が計上されない処理を行った場合には記載不要です。
引当金を経常外増減の部で取り崩した場合もここに記載してください。

⑯ II～VII

該当する費用がなければ記載不要です。

[その2]

[別表B-1]分権負担率の算出比率(算出比率)その2 (公営人材育成費に係る公営人材育成費の算出比率について、各事業ごとに算出比率を定め、算出比率をもとに算出する方法です。)									
[別表B-2]公営人材育成費の算出比率(算出比率)									
a	I. 算出比率に係る算出比率の算出比率(算出比率)								
	NO.	基準額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
b	II. 土地の費用に係る費用額(対象額)(算出比率)								
	NO.	基準額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
c	III. 建設に係る費用額(対象額)(算出比率)								
	NO.	基準額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
d	IV. 賃借料負担の算出比率(算出比率)								
	NO.	賃借料負担額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
e	V. 特定費用の算出比率(算出比率)								
	NO.	特定費用額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
f	VI. 利益金の取り扱い(マイナス額を記載して下さい)								
	NO.	利益金額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
g	VII. 特定の算出比率(算出比率)15%以下、3~4%の場合はマイナス額、算出額の場合はプラス額で算出する場合								
	NO.	算出比率額	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	内訳	算出比率(%)
		算出比率						内訳	合計(%)
		合計						内訳	合計(%)
		算出比率						内訳	合計(%)

h II~VII

該当する費用がなければ記載不要です。

① 合計（参考）

〔その1〕の公益実施費用額と、〔その2〕の収益等実施費用額及び管理運営費用額の合計を記載します。該当する費用がなければ記載不要です。

④ I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

損益計算書の経常費用から転記します（会計区分間に
おいて生じる内部取引高が含まれる場合は、これを控
除した額）。

⑥ II 土地の使用に係る費用額

所在地(略記可)は別表B(2)1欄、費用額は別表B(2)9欄、配賦基準は別表B(2)10欄より転記します。

◎ III 融資に係る費用額

貸付の内容（略記可）は別表B(3)3欄、費用額は別表B(3)7欄、配賦基準は別表B(3)6欄より記載します。

④ IV 無償の役務の提供等に係る費用額

役務提供等の内容（略記可）は別表B(4) 2欄、費用類は別表B(4) 10欄、配賦基準は別表B(4) 11欄より転記します。

e V 特定費用準備資金当期積立額・取崩額

別表 C(5)【当年度】積立額、取崩額を各事業区分に応じ転記します（取崩額はマイナスで記載してください）。

⑤ VII 引当金の取り崩し額

マイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が
計上されない処理を行った場合には記載不要です。

⑤ Ⅳ 財産の贈与税の類

損益計算書の経常費用の額に認定法施行規則§15Ⅰ、
Ⅱ、Ⅲに定める財産の譲渡損、転価損、譲り損の額が

◎ Ⅳ 財産の贈与税の類

損益計算書の経常費用の額に認定法施行規則§15Ⅰ、
Ⅱ、Ⅲに定める財産の譲渡損、転価損、譲り損の額が

◎ Ⅳ 財産の贈与税の類

損益計算書の経常費用の額に認定法施行規則§15Ⅰ、
Ⅱ、Ⅲに定める財産の譲渡損、転価損、譲り損の額が

損益計算書の経常費用の額に認定法施行規則§15Ⅰ、
Ⅱ、Ⅲに定める財産の譲渡損、転価損、譲り損の額が

(案)

平成 28 年度の検討課題とスケジュール

「公益法人の会計に関する研究会」における各回ごとの検討課題及びスケジュールは、以下のとおりとする。

第 22 回（平成 28 年度第 1 回）（7 月下旬）

- 1 検討課題の全体像について
- 2 より分かりやすい公益法人会計
 - ① 定期提出書類上の記載内容の明確化
 - ② 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保
 - ・公益法人会計基準と同注解の統合について

第 23 回（平成 28 年度第 2 回）（9 月下旬）

- 1 公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減
 - ① 特定費用準備資金の運用の点検と見直し
 - ② 公益目的取得財産残額の算定（定期提出書類の別表 H）
- 2 運用上、顕在化してきた問題点の是正
遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

第 24 回（平成 28 年度第 3 回）（11 月）

- 1 運用上、顕在化してきた問題点の是正
異常値の発生への対応
- 2 より分かりやすい公益法人会計
公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

- ・FAQについて、根拠となる公益法人会計基準（同運用指針を含む。）を明示するほか、両者の記載の整合性を図るなど、法人が参照しやすくなるよう工夫

(予備日 1月中)

第25回（平成28年度第4回）（2月）

本年度の研究会報告書案（パブリックコメント案）の検討

3月中旬

本年度の研究会報告書の確定

- ※開催予定と検討項目については、研究会における検討を踏まえ、追加又は変更の可能性がある。
- ※研究会の検討状況を踏まえ、座長とご相談の上、予備日に開催する場合もある。

以上

定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等（案）

【課題】

I-2-i) 定期提出書類上の記載内容の明確化

剰余金の発生原因や解消計画等の記載を様式自由で求めているが（別表A(1)、(2)）、記載要領を示すことなどにより、適切な記載を促すべきではないか。

1. 考え方

【添付資料】P1, P2を参照のこと。

- ・ 剰余金の発生原因や解消計画の記載について、審査・監督の効率化及び法人の業務負担の軽減等の観点から、記載上の留意事項を明記した上で、記載要領や具体的記載例を示す必要があるのではないか。
- ・ これらの記載については、必要内容を過不足なく明確に記載するよう指導することが監査・監督上、必要となるが、これにより法人に対して過度に事務処理負担をかけない配慮も必要ではないか。
- ・ 現状は、発生理由（第一段階、第二段階）を記載していない法人が相当数認められるが、第一段階、第二段階（利益の50%繰入れ）のいずれにおいても、「剰余金の発生理由」と「解消計画」について明確に記載することが必要である。また、前年度以前の剰余金の解消実績についても説明が必要である。
※ 特に、第二段階における剰余金については、別表A(1)の本表中に、発生理由を記載すべき旨が明示されていない（手引きの欄外には発生理由を記載すべきとある）。

2. 剰余金の主な発生理由の記載

1. 記載する場合の留意事項

- ① 前年度以前の剰余金を含んでいる場合には、その金額を明示すること。
 - ② 当初の収支予算書では収支相償は充足すると予測していた場合には、当該収支予算書又は修正収支予算書と実績数値とを比較して発生理由を記載する。
 - ③ 発生理由については、単に、「公益目的事業の収益が増加した」だけでは不十分である。具体的かつ勘定科目（経常損益勘定または経常外損益勘定等）の金額によって示されること。
 - ④ 発生理由の内容について、事業報告書及び理事会等議事録に記載がある場合には、整合性がとれていること。
- ※ 剰余金の金額が僅少な場合であり、かつ、明らかに次年度の事業費で費

消できる場合には、発生理由と解消説明にその旨を記載することで法人の事務負担を軽減してはどうか。なお、僅少か否かの判断については個別ケースごとに判断してはどうか。

2. 「記載要領」(定期提出書類への記載等を予定)

収支のプラスまたは剰余金の主な発生理由の記載については以下に留意して下さい。

- ・ プラスの事業が複数ある場合には、それぞれの事業について発生原因を記載して下さい。(第一段階)
- ・ 発生理由については、収益・費用の増減について、正味財産増減計算書の具体的な勘定科目を用いて説明して下さい。(第一、第二段階)
- ・ 発生理由が事業報告書等にも記載がある場合には、その旨、記載して下さい。(第一、第二段階)
- ・ 発生理由が解消計画と関連性がある場合には、その関連性を明確に記載して下さい。(第一、第二段階)

3. 具体的な記載例・記載事例

・記載例 1 (定期提出書類の所定の場所に記載する場合)

発生した剰余金のうち、前年度剰余金の繰越額は××、当年度に発生した剰余金は50である。

当年度発生した剰余金50の主な発生原因是、当初収支予算に対して、収入については、○○事業の事業収益が………の理由により10増加し、支出については、●○委託費について委託先変更による経費の減少40による。

なお、上記発生理由の内容については、事業報告書に記載されている。

・記載例 2 (計算表を用いた場合の記載例)

(例①)

発生した剰余金のうち、前年度剰余金の繰越額は××、当年度に発生した剰余金は50である。

当年度発生した当年度発生した剰余金50の主な発生原因是、以下のとおりである。

なお、上記発生理由の内容については、事業報告書に記載されている。

科目	公益目的事業会計		備考
	予算	実績	
経常増減の部			
経常収益			
事業収益	100	110	○○事業の增收+10
.....	×	×	
.....			
経常収益計	500	510	
経常費用			
給料手当	××	××	
退職給付費用	××	××	
委託費	100	60	委託業者先変更による経費の削減
.....	×	×	
.....	×	×	
経常費用計	500	460	
調整項目			
特定費用準備資金繰入	×	×	
差引	0	50	剩余金

(例②)

発生した剩余金のうち、前年度剩余金の繰越額は××、当年度に発生した剩余金は50である。

当年度発生した当年度発生した剩余金50の主な発生原因は、以下のとおりである。

なお、上記発生理由の内容については、事業報告書に記載されている。

項目	公益目的事業会計		
	収入	支出	差引
(予算)	500	500	0
【増加減少内容】			
収益項目			
・ ○○事業の增收	10	—	10
.....	×	—	×
費用項目			
・ 委託先変更による委託費の減少	—	—40	—40
.....	—	×	×

(実績)	510	460	50
------	-----	-----	----

＜現在の参考記載事例＞

・予想外の収益計上の場合の記載事例

本年度の剩余金は想定外の急激な円安で金利が大幅に増加したことによる。

・前年度の剩余金が発生理由である場合の記載事例

前年度の剩余金を当年度に加算したことによる。

・剩余金の発生理由と解消説明を関連付けて説明している記載事例

当期に予定していた公益目的事業に係る〇〇設備●●円について……を理由に取得を見送ったために剩余金が発生したが、来期には取得することを理事会で決定したので、同額の資産取得資金を積み立てた。

・剩余金が僅少な場合の記載事例

僅少の剩余金が発生してしまったが、翌期に調整できる範囲と考えます。

剩余金の額が、年間事業費に比較して僅少な額であり、翌事業年度の事業費として使用する予定としている。

2. 剩余金の解消計画の記載

1. 記載する場合の留意事項

- ① 剩余金の総額（複数の解消要因がある場合には区分して記載する。）を記載する。
- ② 剩余金の発生年度別の金額を記載する。
- ③ 剩余金の解消予定時期を記載する。
- ④ 前期以前発生した剩余金の当年度の解消・未解消を記載する。
解消の場合には、解消に関しての具体的な資金使途を説明する。
- ⑤ 解消計画の内容が、将来の公益目的事業の拡大なのか、当期の公益目的保有財産の取得、資産取得資金の積立なのか、個別に事情に応じた判断なのか等のいずれかが明確になるよう明示する。
- ⑥ 解消計画については、具体的かつ勘定科目の金額によって示されること。
- ⑦ 解消計画の内容について、事業報告書及び理事会等議事録に記載がある場合には、整合性がとれていること。

※ 剰余金の金額が僅少な場合であり、かつ、明らかに次年度の事業費で費消できる場合には、発生理由と解消説明にその旨を記載することで法人の事務負担を軽減してはどうか。なお、僅少か否かの判断については個別ケースごとに判断してはどうか。

2. 「記載要領」(定期提出書類への記載等を予定)

収支のプラスまたは剰余金の解消計画の記載については以下に留意して下さい。

- ・ プラスの事業が複数ある場合には、それぞれの事業について解消計画を記載して下さい。(第一段階)。
- ・ 解消計画には、以下の内容を簡潔に記載して下さい。(第一、第二段階)
 - ア. 剰余金の総額(複数の解消要因がある場合には区分して記載する。)
 - イ. 剰余金の発生年度別の金額
 - ウ. 剰余金の解消予定時期
 - エ. 前期以前発生した剰余金の当年度の解消・未解消
- ・ 解消計画の内容が、将来の公益目的事業の拡大なのか、当期の公益目的保有財産の取得、資産取得資金の積立等を明示して下さい。(第一、第二段階)
- ・ 解消計画については、貸借対照表及び正味財産増減計算書の具体的な勘定科目を用いて説明して下さい。(第一、第二段階)
- ・ 解消計画が事業報告書等にも記載がある場合には、その旨、記載して下さい。(第一、第二段階)

3. 具体的な記載例・記載事例

・記載例 1 (定期提出書類の所定の場所に記載する場合)

剰余金のうち、前年度剰余金の繰越額××円、当年度に発生した剰余金 15 百円である。

当期発生の剰余金 15 百万円については、公益目的事業の〇〇設備の更新のため、資産取得資金として同額、特定資産に計上している。〇〇設備は、翌年度に 7.5 百万円、翌々年度に残り 7.5 百万円取得の予定である。当該事項は翌年度の事業計画に記載している。

なお、前年度に発生した剰余金については計画どおりに解消されている。

・記載例2（解消計画・実績に記載する場合）

（前年度以前の解消計画についても同様とする）

※ 剰余金の解消期間が複数年にわたる場合には、以下のような記載例の様式を用いて解消計画と実績をわかりやすく説明する。

＜平成26年度の定期提出書類と平成27年度の事業計画書での記載例＞

【平25年度に公益目的事業の剰余金が発生】

「公益目的保有財産に係る資産取得資金」による解消計画

1. 剰余金のあった年度 平成25年度

2. 剰余金の金額 15,000,000円（公益目的事業会計）

3. 設備投資計画積算内訳（全体）

（1）○○設備の更新 8,000,000

（2）●●システムの構築 4,000,000

（3）関連什器備品 3,000,000

合計 15,000,000

4. 計画の進捗状況（2年間で取得）

（1）○○設備の更新

26年度において、長年使用していた○○設備を全面更新

（2）●●システムの開発・構築

26年度において、新たに、○○設備に関連する●●システムの開発・構築をシステム会社に委託

（3）関連什器備品

上記（1）、（2）に共通に関連する什器備品を購入予定

5. 資金調達

全額（追加を含む）、自己資金で行う。

6. 予算・実績の状況

（単位：円）

区分	項目	公益目的事業	備考
26事業年度	（1）○○設備の更新	4,000,000	
	（2）●●システムの更新	2,000,000	
	（3）関連什器備品	1,500,000	
	26事業年度 設備計画予算 合計	7,500,000	

（単位：円）

区分	項目	公益目的事業	備考
26 事業年度	(1) ○○設備の更新	4,000,000	
	(2) ●●システムの更新	2,000,000	
	(3) 関連什器備品	1,500,000	
	26 事業年度 設備投資実績 合計	7,500,000	
残額	26 年度予算 - 26 年度実績	0	未解消の剩余金 7,500,000

(単位：円)

区分	項目	公益目的事業	備考
27 事業年度	(1) ○○設備の更新	4,000,000	
	(2) ●●システムの更新	2,000,000	
	(3) 関連什器備品	1,500,000	
	27 事業年度 設備計画予算 合計	7,500,000	
残額	26 年度残額 - 27 年度予定	0	剩余金の解消予定

<現在の参考記載事例>

・一般的な記載事例

平成 27 年から 2 年間を目途に「○○事業」として事業費 11 百万円実施します。また、平成 27 年度から 3 年間を目途に「●●事業」として事業費 32 百万円を実施します。以上、2 件の事業費 43 百万円を計画実行します。

平成 26 年度支出のなかった、施設管理事業を平成 27 年は 4 市町村で実施拡大し支出に充てます。

……会員拡大のためにパンフレットを作成し、会員の増加を図る。

平成 28 年度 @○○×●●部 = 3,000,000 円

平成 29 年度 @○○×●部 = 1,000,000 円

所要総計 4,000,000 円

平成 27 年度予算を変更し、●○助成金予算を 14 百万円増額計上することにより、剩余金 7 百万円は解消します。

支援対象の国籍及び分野をより一層充実させ、奨学生採用人数を増やすこと等により、奨学事業を拡大する。

平成 27 年度 公益目的事業に充当する。

資産を購入し計画を解消する。

公益目的保有財産の取得

翌年度の事業拡大で解消

3. 解消計画の 1 年延長の場合の記載例

【添付資料】 P 3 を参照のこと。

解消計画の 1 年延長とは、剩余金の解消期間が 1 年延長したのではなくて、解消の具体的な計画を通常であれば、発生年度で定期提出書類に記載するべきところを、例外的に提出日以降に理事会等で当該剩余金の解消計画を立案することである。(FAQ 問 V-2 - ⑥)

＜平成 26 年度の剩余金が複数年度で解消される記載例＞3 月決算法人

① 発生年度(平成 26 年度)での定期提出書類上(平成 27 年 6 月末での説明)

剩余金 2 億円については、…………の理由でその具体的な解消計画については平成 27 年 9 月開催の理事会において決定することを平成 27 年 6 月の理事会で決定しました。

② 翌々年度(平成 28 年度)の事業計画提出時(平成 28 年 3 月末)での説明

平成 26 年度発生の剩余金 2 億円については、平成 27 年度において、1 億円を…………で解消し、残り 1 億円は平成 28 年度において、……により解消することを平成 27 年 9 月開催の理事会で決定いたしました。

当該理事会の議事録と剩余金の解消計画を添付致します。

以上

別表 A(1) 収支相償の計算（収益事業等の利益額の 50%を繰り入れる場合）

i

○別表 A(2)（収益事業等の利益額を 50%を超えて繰り入れる場合）を作成する場合は、作成不要です。

○一つの公益目的事業のみを実施している場合（法人が行う公益目的事業が「公 1」のみの場合）には第二段階のみ記載してください。

〔第一段階〕

記載要領：下表の水色欄、部分を記載してください。					
事業 年度	自 年 度	月 日	法人コード	法人名	
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】 (公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)					
1. 第一段階(公益目的事業の収支相償) 法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。					
事業 番号	経常収益計 前年度と比べてプラスの事業がある場合には、その金額を記載してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄~3欄+4欄~5欄)
1	2	3	4	5	6
円	円	円	円	円	円
(a)	(b)	(c)	(d)		
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
第二段階7欄へ					
理由： 計画：					
2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定) 法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。					
	収入	費用			
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄~3欄)	7	円	円		
特定の事業と調査付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	円	円		
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の 額と一致しているか確認してください。)	9	円	円		
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)上欄) (当期の取崩額が「収入」欄に積立額が「費用」欄に記載してください。)	10	円	円		
収益事業から 生じた利益の繰入額	11	円			
その他事業(相互扶助等事業)から 生じた利益の繰入額	12	円			
合計(8欄~12欄)	13	円	円	円	円
※第二段階における剰余金の扱い					
剰余が生じる場合(収入~費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改修に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより問題程度の損失となるようになされはなりません。収入~費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。					
収支相償の額(収入~費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等					



- 前年度の事業報告で6欄にプラスの事業がある場合は、前年度の事業報告で上記④欄に記載した剰余金を解消するための計画について、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付してください。
- 公益目的事業のみを実施する法人については、損益計算書内訳表で法人会計区分を設けないことができます（FAQ問VI-2-⑦参照）。
- 経常収益計又は経常費用計に、会計区分間において生じる内部取引高が含まれる場合には、これを控除した金額を記載してください（④2欄、④8欄が該当）。

(a) 事業番号

別紙3の1.の「事業の一覧」に記載した「事業番号」を記載してください。

(b) 経常収益計、経常費用計

損益計算書（公益目的事業会計）の各事業に関連付けられている経常収益、経常費用（管理費は含まれません。）を記載します。

また、損益計算書内訳表で法人会計区分を設けない場合には、それぞれの経常収益計から管理費相当額を差引いた金額を記載します。また、この場合においても、経常費用計に管理費は含まれません。

なお、前年度の事業報告で6欄がプラスの事業がある場合は、その剰余金の額を当該事業の経常収益計欄（2欄）に加算してください。

(c) その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額、積立額

当該事業に係る別表 C(5)特定費用準備資金の当年度における取崩額及び積立額を記載しますが、当該事業の中で複数の特定費用準備資金を設定する場合にはこれらを合算した金額を記載します。

(d) 第一段階の判定

6欄が0円以下にならない事業は、6欄下の「理由」欄に発生理由、「計画」欄に当該事業に関する翌年度の事業拡大の計画等を記載してください。

6欄が0円以下にならない事業が複数ある場合は、区分して記載してください。

〔第二段階〕

一つの公益目的事業のみを実施している場合（法人が行う公益目的事業が「公1」のみの場合）には第二段階のみ記載してください。

「※第二段階における剩余金の扱い」について

- ①前年度の事業報告の「第二段階における剰余金の扱い」欄において、剰余金を翌年度以降の活動等に充てる旨記載している場合は、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付してください。

②第二段階において剰余金が発生した場合においては「第二段階における剰余金の扱い」欄に剰余金の発生理由も記載してください。

③発生した剰余金が翌年度における解消計画で適切に費消できないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合、その事情や理由を記載するとともに、剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に示してください（必要に応じて書類（様式自由）を添付してください）。

翌年度以降の事業報告等で剰余金の解消計画に従って解消されたか否かの実績と、解消に関して具体的な資金使途について説明した書類（様式自由）を添付してください（FAQ問V-2-⑥参照）。

この欄は、別表 A(3)の「(1)収益事業等の利益額の 50%を公益目的事業財産へ繰り入れる場合」の 10 欄から転記してください。

① 收入—费用

この欄が黒字の場合、「第二段階における剩
余金の扱い」欄に解消計画等を記載してく
ださい。

II-2 提出書（かがみ文書）

法人コード	
法人名	
(a) 年 月 日	
(b) 殿	
(c) 法人の名称 代表者の氏名 印	
事業計画書等に係る提出書	
下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。	
記	
1 事業計画書	
2 収支予算書	
3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	
4 1から3までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類	
担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	



提出書類のうち、収支予算書については、損益計算ベースかつ事業別に区分された収支予算書数値が記載されている必要があります。

前年度における事業報告で発生した剩余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に示した場合、機関決定された剩余金の解消計画（様式自由）を提出してください（FAQ問V-2-⑥参照）。

⁸ 移行認定又は公益認定を受けた行政庁（その後変更認定を受けている場合には、その行政庁）を記載してください。
例）行政庁が内閣府の場合は「内閣総理大臣〇〇●●」、都道府県の場合は「〇〇都道府県知事●●△△」と記載してください。

⁹ 代表者の氏名が外国語表記である場合には、外国語の発音をカタカナに当てはめて、記載してください。

公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び「公益法人会計基準の運用指針」の統合版（イメージ）

本資料は、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（以下「会計基準」という。）及び会計基準注解（以下「注解」という。）並びに「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月内閣府公益認定等委員会）（以下「運用指針」という。）について、各文書間の関連性の明確化及び会計の体系化を図り、もって公益法人行政関係者の理解を深めることを目的として一覧として作成した。

以下、ベースとなる会計基準に沿って、関連する注解は□で囲み、会計基準に関連性が記されている場所に注解を記載している。また、関連する運用指針については、点線の□で囲み、会計基準の関連する項目の場所に記載している。

（以下は、会計基準の第1～第2までを用いて例示）

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注1）

(注1) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の作成及び表示にあたっても重要性の原則が適用される。

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。（注2）

(注2) 内訳表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かれ、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)(注6)(注7)

(注3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に計上するものとする。
- 3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注5) 基金について

基金を設定した場合には、貸借対照表の正味財産の部を基金、指定正味財産及び一般正味財産に区分し、当該基金の額を記載しなければならない。

(注6) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注7) 一般正味財産の区分について

基金の返還により代替基金が計上されている場合には、一般正味財産を代替基金及びその他一般正味財産に区分するものとする。

3 資産の貸借対照表価額

(1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注 8)

(注 8) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

(3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注 9) (注 10) (注 11)

(注 9) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注 10) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注 11) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

〈運用指針7〉指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から公益法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

〈運用指針8〉子会社株式・関連会社株式について

子会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、関連会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

〈運用指針11〉資産の時価が著しく下落した場合

(1) 時価が著しく下落したとき

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

(2) 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額をしなければなら

ないが、有形固定資産、無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

以上